コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　HAMAMATSU PHOTNICS K.K.

最終更新日：2016年4月6日
浜松ホトニクス株式会社
代表取締役社長　晝馬明
問合せ先：管理部　053－452－2141（代）
証券コード：6965
http://www.hamamatsu.com/ja/ir/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの基礎となる企業文化を以下に記載します。
我が国が世界で生き残るには、人類にとって未知未踏の領域を追及することで新しい知識を得て、新しい産業を生み出すことが重要である。新しく産業を創造するためには、人類にとって未知未踏の分野は無限にあることを認識しなければならない。
そして、社員一人ひとりが自分にしかできないことを見つけ出し、当社が取組む光産業創成に向けての知識、ニーズ、競争力のある技術の開発を行うとともに、何が真に正しいかを全身全霊で求める姿勢が必要である。
更に、新しい産業を興すために社外関係者（ステークホルダー）へ、その重要性を十分説明して正しく理解していただく必要がある。
企業は従業員の行動に基づき行われるものである。一人ひとりが責任・職務・認識を持って、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達により未知未踏の領域を追及するとともに、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守することは勿論のこと、社会の一員として真に正しい行動をする企業風土を醸成しなければならない。また、暴力団、暴力団関係企業、総会屋など暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または社会秩序や社会の安全に脅威を与える集団又は個人等とは一切の関係を拒絶し、毅然とした態度で対応することが必要である。当社は、一人ひとりの社員がこのような明確で高い意識を持つことにより、健全で信頼される企業として成長・発展しなければならない。
当社は、こうした一人ひとりの社員の高い倫理観の維持と光技術を通して新しい産業を創成することにより、社会、人類に貢献することを目指す。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4－2. 取締役会の役割・責務（2）】
【補充原則4－2－1】
当社は、リスクテイクを支える環境整備に努めております。経営陣を含む各部署からの提案については、毎週1回定期に当社幹部（役員、理事、管理職中心）を集めた「常務会」を開催し、情報の共有化に加え、会社の経営に係る事項の報告と取締役会決議事項を除く重要事項の決議をしております。会社の重要事項はこの場で報告され、討議され、必要なものは取締役会に上程され検討されており、そうした提案については独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行っております。
一方、経営陣の報酬につきましては、取締役に対しても短期的ではなく中長期的視点での成果を求めており、このような考えのもと、短期的な業績に左右される業績連動要素のある報酬ではなく、固定報酬のみとしております。中長期に渡る全社業績に対する各取締役のパフォーマンスにより、必要に応じて報酬額を変更するようにしております。
中長期的な業績を報酬に直接反映する連動報酬とはなっておりませんが、役職員一同、経営理念のもと、長期的なビジョンに立ち設定した中短期（3カ年）及び年度の目標達成に向け、士気高く職務に取り組んでおります。当社においては、この方式が当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

【補充原則4－10－1】
現在のところ指名・報酬などの特に重要な事項の検討にあたり社外取締役の関与・助言は得ておりませんが、今後検討してまいります。

【補充原則4－11－3】
取締役会は毎月一回以上開催しており、取締役会規則及び職務権限規定に基づき重要事項の報告及び決議をしております。また、円滑かつ活発な議論を行うため、「常務会」にて事前に内容の検討を行うことで取締役会の実効性の確保及び向上に努めております。今後は各取締役の自己評価及び、評価を踏まえての実効性の分析・評価結果を適時適切に開示することを検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
政策保有株式については、中長期的な関係維持等の事業上の有益性とリスクを適時、適切に判断し、必要と判断した場合に、最少限の範囲で保有するということを方針としております。刻一刻と変化する経営環境の中にあって、数値的な基準は定めておりませんが、重要な政策保有につきましては、事業に支障をきたさない範囲で保持していく所存です。
また、政策保有株式の議決権行使に際しましては、当該企業の企業価値増大に資するための選択をすることを議決権行使の基準としております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者（当社役員個人又は当社役員が代表者となっている他法人等）との利益相反取引につきましては、会社法の規定に則り、取締役会における承認と報告を行っております。また、その取引条件も他の利害関係を有さない取引先と同様になるようにしており、適正な取引をしております。

【原則3－1. 情報開示の充実】
（1）光は様々な産業を支える基盤技術となっており、その市場は今後もグローバルな規模で拡大すると認識しております。当社は、光産業の拡大や経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、中長期的なビジョンのもと、成長に向けた積極的な研究開発投資や設備投資を行うことで、持続的かつ安定的な高収益体制の構築を目指します。刻一刻と変化する経営環境において、機動的に中長期の投資が可能となるよう、手元資金も厚く維持したいと考えております。
また、当社は、人・技術・知識が経営の基盤であると考えており、現場主義による積上げ式の取組を基本としております。
中長期の計画につきましても、市場や技術に対する知識の豊富な各現場による積み上げによるローリング方式により、常に先三カ年の計画とこれに即した年度計画を策定して、その実現（特に利益）に向けた市場開拓、製品開発などの対応を進めております。
（2）当社は、当社の企業価値向上に資すべき良き企業文化は今後も維持しつつ、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の意思決定の透明性・健全性を確保し、迅速・適切な意思決定により持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。
（3）当社にとっては人・技術・知識が経営の基盤であり、現場主義に基づいた中長期的な開発・研究への取組が基本になります。このため、取締

役に対しても短期的ではなく中長期的な視点での成果を求めており、このような考えのもと、取締役の報酬につきましては、短期的な業績に左右される業績連動要素のある報酬ではなく、中長期にわたる全社業績に対する各取締役のパフォーマンスにより、必要に応じて報酬額を変更するようにしております。
(4)当社はこれまでの業績・実績、見識、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を取締役会において行っております。中長期的な観点に基づく経営が基盤となりますので、具体的には、現場から、経営幹部、取締役候補者を推薦し、これら候補者を取りまとめて決定するようにしております。監査役については、それまでの経歴・実績・見識などを総合的に勘案し、監査役会の同意を得て、監査役候補者としております。
(5)取締役・監査役候補者につきましては、株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項及び経営の基本方針や重要な業務執行の決定等について、取締役会規則において具体的に取締役会の決議事項と定め、これ以外の事項にかかる意思決定は、職務権限規定職務分担表において権限の委譲と責任体制を明確にしております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
平成27年12月開催の第68期定時株主総会におきまして、社外取締役を1名増員して計2名としました。
なお、社外取締役に対しましては、経営の監督だけでなく、当社の業務執行に対する助言も求めたいと考えています。このため、光技術に関する理解・関心を有する人材で、かつ当社の理念や風土を理解していただける方が適していると考えております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、東京証券取引所が定める独立性基準等を踏まえて、社外取締役を選任しております。

【補充原則4－11－1】
当社は各事業セグメントにおける知識・経験・能力のバランスをふまえて、これまでの業績・実績、見識、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい取締役・監査役候補の指名を取締役会においてしております。具体的には、中長期的な観点に基づく経営が基盤となりますので、現場より、取締役・監査役候補者を推薦し、これら候補者を取りまとめて決定するようにしております。

【補充原則4－11－2】
当社の取締役及び監査役は、自身の取締役又は監査役としての職責を果たすため、他の上場会社の役員を兼務する場合の数は合理的な範囲になるようにしております。
また、兼任状況につきましては事業報告等で開示しております。

【補充原則4－11－3】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4－14－2】
当社では、取締役及び監査役に求められる役割と責任を果たすことのできる者を選任しております。その上で、社内者につきましては、当社の方針・事業内容を理解しマネジメント能力のある適任者を任命しており、社外者につきましては、折にふれて会社の歴史、事業概要、経営理念などを説明することで、中長期的な方向性の共有に努めております。
さらに、各取締役及び監査役が各種トレーニングを行なうことを奨励しており、その機会の提供・斡旋やその費用の支援をしております。
なお、新任者につきましては、本コードにおける要求事項など、取締役・監査役として求められる職責等については、就任時に情報を提供しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
対話申込みに対しては、当社の企業価値向上に資すると判断する場合には積極的に対応しています。個別に対応できない場合においては、スモールミーティングの案内など、費用対効果も考慮して、適宜適切な方法で対話してまいります。
(1)株主との建設的な対話を統括する取締役を指定するとともに、実際の面談には当該取締役を始めとした幹部社員が対応することを基本としております。
(2)特定の部署がIRを行うのではなく、担当取締役の統括の下、関連部門が連携して対応いたします。
(3)中間および本決算時の決算説明会と個人投資家向け説明会を適宜開催しています。
(4)対話により把握した意見等は、適宜代表取締役を始めとした経営陣に報告しております。
(5)インサイダー情報には十分注意をした上でIRを実施しております。なお、各四半期決算日翌日から決算発表日までは「沈黙期間」としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,020,800	5.38
トヨタ自動車株式会社	8,400,000	5.01
浜松ホトニクス従業員持株会	5,495,062	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,199,600	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,949,700	2.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	4,504,697	2.69
晝馬輝夫	3,153,284	1.88
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,935,200	1.75
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,795,456	1.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,283,934	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者5社から、平成28年3月29日付(報告義務発生日平成28年3月22日)の大量保有報告書(変更報告書)が提出され、平成28年3月22日現在で、それぞれ以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

(1)氏名又は名称　キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー
　住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333
　保有株券等の数(千株)　5,971
　株券等保有割合(%)　3.56
(2)氏名又は名称　キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー
　住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333
　保有株券等の数(千株)　12,414
　株券等保有割合(%)　7.41
(3)氏名又は名称　キャピタル・インターナショナル・リミテッド
　住所　英国SW1X　7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40
　保有株券等の数(千株)　924
　株券等保有割合(%)　0.55
(4)氏名又は名称　キャピタル・インターナショナル・インク
　住所　アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り　11100、15階
　保有株券等の数(千株)　607
　株券等保有割合(%)　0.36
(5)氏名又は名称　キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
　住所　スイス国、ジュネーヴ1201、プラス・デ・ベルグ3
　保有株券等の数(千株)　442
　株券等保有割合(%)　0.26
(6)氏名又は名称　キャピタル・インターナショナル株式会社
　住所　東京都千代田区丸の内二丁目1番1号　明治安田生命ビル14階
　保有株券等の数(千株)　3,286
　株券等保有割合(%)　1.96

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊勢清貴	他の会社の出身者								○			
小館香椎子	学者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊勢清貴	○	当社製品の販売先であるトヨタ自動車株式会社の専務役員及び株式会社東海理化電機製作所の社外監査役を務めております。当社とトヨタ自動車株式会社及び株式会社東海理化電機製作所との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は僅少であることから、独立性は確保されるものと判断しております。	その豊富な知識、経験に基づき的確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化するため選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
小館香椎子	○	―――	大学教授としての長年の実績と情報フォトニクスなどの分野における豊富な専門知識を有していることに加えて、企業経営者としての経験も有しております。これらの幅広い経験と多様な見識を当社の経営に活かし、独立した立場から的確な助言をいただくことにより、当社の経営体制を更に強化するため選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項のいずれにも該当せず、

			一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

平成27年9月期は、会計監査人との間で、監査計画、監査報告及び監査状況等を中心とした情報交換会議を当事業年度に12回開催することで、監査効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浜川雅春	他の会社の出身者										△			
槇祐治	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜川雅春	○	当社の借入先である株式会社東京三菱銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）の常務取締役及び常務執行役員を歴任しており、現在、当社は株式会社三菱東京UFJ銀行に対して借入金があります。ただし、同氏は同行の常務執行役員を平成16年6月に退任していること、また、同行に対する借入金も僅少であることから、独立性は確保されるものと判断しております。	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただきたいため選任しております。なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
		当社製品の販売先であるトヨタ自動車株式会社の常務役員を務めております。	トヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて豊富な業務経験と知見を有しており、これらの見識、経験を当社の監査に反映してい

槇祐治	○	当社とトヨタ自動車株式会社との間には電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模が僅少であることから、独立性は確保されるものと判断しております。	ただきたいため選任しております。なお、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全てを独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は今まで研究開発型企業として、長期的展望の下、光をテーマに人類未知未踏領域の探究活動を全社員で行ってきております。このような当社の経営スタイルは、特定の職位の人間にインセンティブを付与することで、3～4年の短い期間で利益を上げ、株価を上げるという手法とは、相容れないと判断しており、現在のところ、ある特定の職位の人間に対するインセンティブ付与の施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）13名　477百万円
監査役（社外監査役を除く）3名　38百万円
社外役員3名　6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、平成24年12月20日開催の定時株主総会決議により、月額55百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、また、監査役報酬額も同様に月額6百万円以内と定められております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達体制を確立するため、担当窓口を明確にするとともに、取締役会等重要な会議の年間予定の事前開示、取締役会資料（決議事項）の事前送付を行うほか、適宜必要な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会（提出日現在14名で構成、うち社外取締役2名を含む）を経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定並びに業務執行状況の監視・監督を行う機関として位置付けております。取締役会は、毎月一回の定例開催と、機動的な臨時開催を行うことで、迅速な意思決定、透明性の確保を図ることとし、十分な協議により適正、的確な意思決定を行い、業務執行の状況を監督しております。当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、提出日現在監査役4名のうち2名を社外監査役とした監査体制としております。各監査役は、監査役会で定めた監査業務執行状況を聴取することで、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は田宮紳司氏及び滝口隆弘氏であります。継続監査年数については、2名とも7年以内であります。当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他の補助者4名であります。内部監査につきましては、各部門、グループ各社の業務プロセス及び業務全般について、法令並びに社内規定に則り適正かつ効率的に行われていることを監査する目的で、内部監査部門を設置しております。内部監査部門は社長が承認した年間計画に基づき、必要に応じて会計監査人並びに常勤監査役と意見交換を行うことで、監査効率の向上に努めております。その監査結果については、社長及び常務会並びに関係部門に報告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は従来からの監査役制度をベースに、光技術を通して新しい産業を創成することにより、社会、人類に貢献するという高い志とともに社員一人ひとりが高い倫理観を維持することで、経営の健全性、遵法性、透明性を継続して確保する体制が実現できると考えているため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年９月期定時株主総会においては、12月18日の株主総会に対し、招集通知を11月26日に発送しており、定時株主総会開催日の3週間以上前に発送するとともに、ウェブ上での開示日を11月25日に前倒しすることで、投資家の議決権行使に配慮しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は９月決算のため、12月に株主総会を行いますので、元来「集中日」は意識しておりません。また、年末でもあることから、なるべく12月20日以前に株主総会を行うようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	平成18年９月期定時株主総会より、議決権行使書の電子化を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成18年９月期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成22年９月期定時株主総会より、英文招集通知（要約版）を作成して、当社HPに公開するとともに、プラットフォーム経由で、機関投資家に情報提供しております。また、平成25年９月期定時株主総会より、英訳の範囲を広げ、事業報告及び連結計算書類を英訳いたしました。さらに、平成26年９月期定時株主総会より、単体の計算書類につきましても英訳いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等主催の個人投資家向け説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期に一度開催するほか、機関投資家への個別訪問、スモールミーティング等を随時行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内における海外機関投資家向けカンファレンス、スモールミーティング等に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	定期説明会で配布した資料の要約版等をホームページで掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」を策定し、社内周知を行ったうえで、当社HPにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「CSR基本方針」を策定し、当社HPにて公開しております。 当社は、地球環境との調和が人類にとって重要な課題のひとつと認識し、「光技術の研究、応用、普及」をとおして、新しいサイエンス、新しい産業の創出及び人類の真の健康を目指し、地球環境の保全に配慮して行動する旨の理念を掲げ、環境への取組を積極的に推進しております。なお、当社の環境への取組につきましては、当社HPにて公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の企業経営としての全社的取組基本方針は以下のとおりであり、この基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。
・企業は従業員の行動に基づき行われるものである。従って、人づくりを図り、健全で信頼される会社として成長・発展する体制を構築する。
・一人ひとりが責任・職務・認識をもって、日々の仕事を通じて研鑽し、新しい知識の吸収、情報の正しい伝達、正しい行動をする企業風土を醸成する。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）会社の企業倫理及びコンプライアンスに関する基本的な考え方を明確にして全社員に周知を図る。
（2）取締役会のほか、代表取締役を長とし取締役・監査役及び部長クラス以上の役職者が出席する「常務会」を定例的に開催し、随時課題の報告、検討をすることによりガバナンスの強化を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（施行規則第100条第１項第１号）
（1）取締役会、常務会、その他重要な各会議の議事録を作成して保管する。
（2）情報は、IT化を進め、閲覧が容易な状態で保管する。

3．損失の危機の管理に関する規定その他の体制（施行規則第100条第１項第２号）
情報セキュリティ、品質、環境、災害、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれ責任部署を定め、規定・ガイドラインの作成、研修・教育等を実施する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（施行規則第100条第１項第３号、第４号）
（1）取締役会規則の下、定時取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行う。また、理事職制度の制定により、取締役会出席権限（議決権はなし）を付与することで、取締役会の活性化、意思伝達の迅速化を図る。
（2）常務会規定の下、取締役及び監査役に加えて、部長クラス以上の役職者が出席する常務会を定例的に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項を多面的に検討し、直接関係者に説明、指示することで、業務執行の迅速化、効率化を図るとともに、役員及び幹部社員における情報の共有化を図る。さらに、その他諸会議を通じて、その他の社員に対する情報の伝達等を行う。
（3）組織規程、業務分掌規定、職務権限規定を整備し、責任と権限を明確にする。
（4）予算執行状況及び業績動向を把握するために、予算委員会の設置により、進捗状況とその対応について検討する。
（5）従業員の安全衛生、コンプライアンス意識等の向上を図るため、入社時、管理職登用時を始めとして、随時教育を行う。
（6）内部情報の開示については、正確かつ適時に対応する体制を整える。
（7）個人情報の管理については、個人情報管理指針の下に各種ガイドラインを定めて対応する。
（8）反社会的勢力排除の基本方針を明確にして、社内に周知徹底する。
（9）内部統制監査規定の下、財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

5．当社グループ（当社及び連結子会社をいう）における業務の適正を確保するための体制
（1）国内外の連結対象子会社については、原則として各社の自主性を尊重しつつ、統括する責任部署を定める。そして、連結対象子会社の規模や業態をふまえて、以下のような対応をする。
・国内連結対象子会社においては、当社取締役又は幹部社員を子会社の取締役として派遣することで、当社の方針に沿った業務執行を行うと共に、業務執行の監督をする。また、監査役には当社の取締役又は幹部社員を派遣することで、リスクの回避に努める。
・海外連結対象子会社においては、上記に加えて、経営に関する意思統一のために海外連結対象子会社の責任者を集めて報告・協議を定期的に行う。また、必要に応じて担当者を出向させ、もしくは現地に赴いて情報を入手する。
（2）国内外の連結対象子会社は、当社に対して定期的に業績等の報告をするものとし、当社グループ間における協調を促進するために、必要に応じて連絡会議等を開催して意思の疎通を図るものとする。
（3）国内外の連結対象子会社におけるリスクについては、当社の責任部署を窓口として、規模や業態に応じてリスク情報の共有、各種規定等の周知・作成、研修・教育等を実施することで対応する。
（4）連結利益計画は、当社と連結対象子会社との間で情報の共有を図りつつ、これを策定する。
（5）当社グループにおけるコンプライアンスの向上に向けて、CSR基本方針、企業行動規範について、連結対象子会社への周知を図る。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（施行規則第100条第３項第１号）
監査役が監査を補助すべき人員を求めた場合、当社従業員の中から人数、具備すべき能力等について監査役会の要望を尊重して任命する。

7．前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該従業員は、監査役会専任として監査役会の定めた基準に従って行動し、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、業務の執行に係る役職、他部署の使用人を兼務しない。

8．当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員（連結対象子会社の取締役、監査役及び使用人等を含む）は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、すみやかに適切な報告を行う。また、法令もしくは定款に違反する行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行うものとする。

9．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはしない。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が会計監査人、内部統制監査部門、内部監査部門、子会社取締役及び監査役、監査補助員等からの適切な報告体制と連携、情報共有を踏まえ、業務監査・会計監査等のために実効的な監査活動を行うことを保証する。

12．責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び社外監査役は、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因と

なった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団、暴力団関係企業、総会屋など暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または社会秩序や社会の安全に脅威を与える集団又は個人等とは一切の関係を拒絶し、毅然とした態度で対応することが必要である。当社は、一人ひとりの社員がこのような明確で高い意識を持つことにより、健全で信頼される企業として成長・発展しなければならない。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも当社の経営方針に則り、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて積極的に取組んでまいります。

（添付資料）模式図

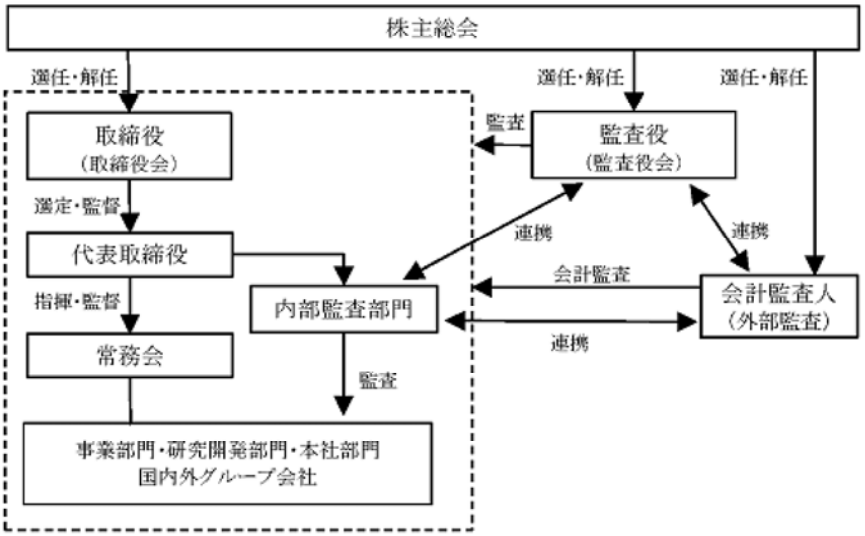
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役
（取締役会）
監査
監査役
（監査役会）
選定・監督
代表取締役
連携
連携
会計監査
指揮・監督
内部監査部門
会計監査人
（外部監査）
常務会
連携
監査
事業部門・研究開発部門・本社部門
国内外グループ会社